# 令和5年度香川県薬物乱用防止教育推進資料

香川県教育委員会

# 令和5年度 香川県における薬物乱用防止教育の現状について

香川県教育委員会事務局 保健体育課

# ◆ 説明の概要

- I 薬物に関する事件等から
- 2 薬物乱用防止に関する施策等から
- 3 香川県における薬物乱用防止教室の開催状況
- 4 薬物乱用防止教育に関する事業等

# 薬物に関する事件等から

### 香川県における中高生の覚せい剤事犯検挙者数

区分	H28	H29	H30	RI	R2	R3	R4
未成年 人 数	ı	ı	4	0	0	0	0
中学生 人 数	0	0	0	0	0	0	0
高校生 人 数	0	0	0	0	0	0	0

(香川県警察本部少年課資料より)

○検挙された中・高校生はいない。

(検挙されているのは有職少年・無職少年)

# I 薬物に関する事件等から

### 香川県における中高生の大麻事犯検挙者数

区分	H28	H29	Н30	RI	R2	R3	R4
未成年 人数	0	2	2	0	2	9	12
中学生 人 数	0	0	0	0	0	0	0
高校生 人 数	0	0	0	ı	0	ı	2

(香川県警察本部少年課資料より)

○未成年・高校生の検挙人数は、増加している。

# Ⅰ 薬物に関する事件等から

# 大麻事犯が急増!

- 他人事ではない!
- 薬物乱用に関わる子どもが出ないようにしていくために、 「薬物乱用防止教育の充実を!」

# 2 薬物乱用防止に関する施策等から

# 薬物乱用の根絶

# 玉

- ◆第五次 薬物乱用防止 五か年戦略 (平成30年)
- ◆学習指導要領

# 県

◆みんなでつくる せとうち田園都市 ・香川 実現計画

(令和3年)

# 2 薬物乱用防止に関する施策等から

### 第五次薬物乱用防止五か年戦略(抜粋)平成30年8月より

# 【薬物乱用防止教室の充実強化】

薬物乱用防止教室は、<u>学校保健計画に位置付</u> <u>け、すべての中学校及び高等学校におい</u> て 年1回は開催する。

地域の実情に応じて**小学校においても開催に** 努める。

# 2 薬物乱用防止に関する施策等から

### 学習指導要領における「薬物乱用防止」に関する内容

### 【小学校学習指導要領解説 体育編(PI57)】

薬物乱用については、シンナーなどの有機溶剤を取り上げ、一回の乱用でも死に至ることがあり、乱用を続けると止められなくなり、心身の健康に深刻な影響を及ぼすことを理解できるようにする。その際、覚醒剤を含む薬物乱用は法律で厳しく規制されていることにも触れるようにする。

### シンナーなどの有機溶剤の乱用は減少傾向

### 【中学校学習指導要領解説 保健体育編(P212)】

薬物乱用については、覚醒剤や大麻を取り上げ、摂取によって幻覚を伴った激しい急性の錯乱状態や急死などを引き起こすこと、薬物の連用により依存症状が現れ、中断すると精神や身体に苦痛を感じるようになるなど様々な障害が起きることを理解できるようにする。

また、薬物乱用は、個人の心身の健全な発育や人格の形成を阻害するだけでなく、社会への適応能力や責任感の発達を妨げるため、暴力、非行、犯罪など家庭・学校・地域社会にも深刻な影響を及ぼすこともあることを理解できるようにする。

### 危険ドラッグ等についての取扱いはない

# 2 薬物乱用防止に関する施策等から

### 学習指導要領における「薬物乱用防止」に関する内容

### 【高等学校学習指導要領解説 保健体育編·体育編(P202】

コカイン、MDMAなどの麻薬、覚醒剤、大麻、など、薬物の乱用は、心身の健康、社会の安全などに対して深刻な影響を及ぼすことから、決して行ってはならないことを理解できるようにする。 その際、危険ドラッグの問題があることにも適宜触れるようにする。

また、薬物乱用を防止するには、正しい知識の普及、健全な価値観や規範意識の育成などの個人への働きかけ、及び法的な規制や行政的な対応など社会環境への対策が必要であることを理解できるようにする。

その際、薬物乱用の開始の背景には、自分の体を大切にする気持ちや社会の規範を守る意識の低下、周囲の人々からの誘い、断りにくい人間関係、インターネットを含む薬物を手に入れやすい環境などがあることにも適宜触れるようにする。

保健学習+薬物乱用防止教室

# 2 薬物乱用防止に関する施策等から

# みんなでつくるせとうち田園都市・香川 実現計画(令和3年) より

### 【現状と課題】

薬物乱用問題は、薬物の多様化や、中高生の薬物乱用など低年齢化 が懸念されています。特に、若年層に対しては、大麻の乱用が拡大している傾向にあるため、より効果的な広報啓発活動を行うことが必要です。

### 【薬物乱用の防止の推進】

薬物乱用を根絶する社会環境を作るため、各種広報活動、香川県麻薬・覚醒剤・シンナー禍対策推進委員等を通じた啓発活動、薬物乱用防止教室やキャンペーン等を実施するとともに、薬物の再乱用を防止するため、保健所、精神保健福祉センターなどによる相談事業や薬害教育に取り組みます。

# 3 香川県における薬物乱用防止教室の開催状況

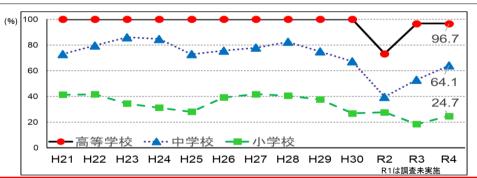
令和4年度における薬物乱用防止教室の開催状況(公立)

学校種別	学校数	開催校 (校)	未開催校 (校)	開催率(%)
小学校	150	37	113	24.7
中学校	64	41	23	64. 1
高等学校	30	29		96.7

- ○すべての中学校及び高等学校は、薬物乱用防止教室を学校保健計画に位置付け、年 | 回は開催すること。
- O地域の実情に応じて小学校においても開催に努めること。

# 3 香川県における薬物乱用防止教室の開催状況

「薬物乱用防止教室」の開催状況の推移(公立)



- ○感染症の影響により、ここ数年は開催が難しい状況であったが、今後は、 年 | 回の開催を目指したい!
- ○将来を担う子供が、広がる薬物乱用により健康的な生活を見失い、夢や 希望を果たせなくなるようなことがあってはなりません。

### 4 薬物乱用防止教育に関する事業等

### 薬物乱用防止啓発訪問事業

・近年、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の違法薬物の乱用が拡大し、特に若年層における薬物乱用の広がりは大変深刻です。若い世代やその保護者、指導者層などに対して、薬物乱用の危険性を周知徹底するとともに、薬物乱用による弊害を正しく認識することや自分の大切さに気付き、薬物乱用の誘いを断れる的確な判断力を養うことを目的に据え、本事業を実施します。

に、薬物乱用物乱用の誘い。 に、薬物乱用の誘い。 にはます。

学校の実情に

申込・問い合わせ

■薬物乱用防止啓発事業事務局 公式ホームページ

【 URL 】 https://www.d info.net/ 申込は公式ホームページ内専用フォームから 問い合わせ (受付時間 10:00 18 00 土日・祝祭日を除く)

[TEL] 03 5330 3043 [FAX] 03 5330 3377

【メール】jimukyoku@d info.net

【住所】 〒164-0011 東京都中野区中央 291 サンロータスビル3階

※(参考)「薬物乱用防止啓発事業について」令和5年3月9日事務連絡にて各学校に周知

# ◆薬物乱用防止教育に関する参考資料

- ◆ ビデオ・DVD・動画教材
- ・「ストップ・ザ・薬物」小学校用[日本学校保健会]
- ・「NO!脳からの警告」中学校用[日本学校保健会]
- ・「なくした自由」高等学校用[日本学校保健会]
- ・「未来があるから!~薬物に 

  NO 

  という生き方~」高等学校用
- ・たった一度の過ちが あなたの一生を台無しに ストップ・違法薬物!

[政府インターネットテレビ]

- ◆ 指導者用教材
  - ・喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料

小学校編、中学校編、高等学校編[日本学校保健会]

- ◆ その他資料
- ·薬物乱用防止啓発訪問事業[厚生労働省]
- ・薬物乱用防止に関する情報 [厚生労働省]

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/iyakuhin/yakubuturanyou/index.html)

・子供のまわりには危険がいっぱい(リーフレット)[厚生労働省][文部科学省]

# 令和5年度

学校における薬物乱用防止教室の進め方 (手引き)

# 香川県教育委員会

参考

「薬物乱用防止教室マニュアル〈平成26年度改訂〉」 財団法人 日本学校保健会(平成27年3月発行)

# 1 薬物乱用防止教室の位置付け

平成30年8月に薬物乱用対策推進会議から出された「第五次薬物乱用防止五か年戦略」では、児童生徒が、薬物乱用の危険性・有害性について正しい知識を持ち、薬物乱用を拒絶する規範意識を向上させることができるよう、小学校、中学校及び高等学校における指導・教育内容の充実を図るとともに、指導者が、科学的知見に基づいた適切な指導・教育方法を修得するよう研修を行うなどの必要があるとされている。

### 「第五次薬物乱用防止五か年戦略」(抜粋)

### 【薬物乱用防止教育の内容の充実強化】

学校における薬物乱用防止教育は、小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科、特別活動の時間はもとより、道徳、総合的な学習の時間等の学校の教育活動全体を通じて指導が行われるよう引き続き周知を図る。

### 【薬物乱用防止教室の充実強化】

薬物乱用防止教室は、学校保健計画に位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努める。

薬物等に関する専門知識を有する警察職員、麻薬取締官、学校薬剤師、 矯正施設職員、保健所職員、税関職員等が連携し、学校等における薬物乱 用防止教室を充実強化する。

なお、国及び都道府県において開催する研修会の充実等教員研修の機会が拡充され、薬物乱用防止に関する指導に当たる教員の指導力が向上していることを踏まえ、「薬物乱用防止教室」の講師として教員の活用も考えられる。

### 「薬物乱用防止教育の充実について(通知)」(抜粋) (平成 25 年 9 月 27 日付文科ス第 379 号)

「薬物乱用防止教室」は、学校保健計画において位置付け実施するものとし、薬物等に関する専門的な知識を有する外部講師による指導が望ましいものの、国や教育委員会等が開催する研修会等において研修を受けた薬物乱用防止教育に造けいの深い指導的な教員の活用も考えられる。

# 2 薬物乱用防止教室開催の手順

### 打ち合わせ 企画 準備 学級担任、教務主任、 「薬物乱用防止教 当日児童生徒に配布 |する資料や使用する視 保健主事や養護教諭な|室」の実施に向けて、 どを中心に、薬物乱用 全教職員の共通理解を | 聴覚機材を準備する。 学 防止教育の一環として 図り、事前指導等につ 必要な場合には実態 「薬物乱用防止教室」 いて話し合う。また、 調査、事前学習・事前 「保健」の教科書や薬 指導などを行う。 を企画する。 校 ・どんなテーマで 物乱用防止教育にかか 運営、司会、記録、 · 110 わるビデオ、パンフレ|講師の補助など、教員 だれを講師に ットなどの資料を準備間での役割分担をす 内 ・学校側の責任者は し、薬物乱用防止教室 の講師予定者との打ち 合わせに備える。 「薬物乱用防止教 「薬物乱用防止教 講師の送迎方法、資 室」の企画に合わせて、 室」の講師予定者と当 | 料や視聴覚機材につい 関 関係機関に講師の派遣 日の運営方法や指導内 ての最終確認を行う。 係 を依頼する。 容等について打ち合わ 講師と教員との役割 小者との • 事前打診 せを行う。 分担についても確認す • 正式依賴状送付 ・詳細な日程 る。 ・講師と学校の役割分担 調 ・打合せ日程調整 • 準備品等

# ポイント

- 1 学校側が主体となって企画・運営を行う。
- 2 生徒指導担当や保健体育科教師だけがかかわるのではなく、全教職員の共通 理解のもとにすすめる。
- 3 保護者への広報、啓発活動を同時に行うと効果的である。多くの場合は、講師の話を保護者と一緒に聞くことが望ましいが、講義・講演の進め方が児童生徒を対象としている場合があるので講師の意向を事前に確認する。
- 4 関係者、関係機関との継続した連携体制へ発展させる。
- 5 年度始めの職員会議で、「学校保健計画」に基づき「薬物乱用防止教室」の 開催予定を周知する。

# 教室実施 >> 事後指導 >> 評価まとめ

児童生徒を「薬物乱用 防止教室 | の実施場所に | 室 | の実施後、保健、道 誘導し、「薬物乱用防止」徳、特別活動及び総合 教室」の趣旨の説明、講 師の紹介等を行う。

事前の役割分担に基 う。 づいて運営責任者を中 心に「薬物乱用防止教」に参加した児童生徒 室」を実施する。

「薬物乱用防止教 的な学習の時間に関連 した授業や指導を行

「薬物乱用防止教室」 に、内容に対する疑問 や質問を聞いたり、感 想をまとめたりさせる とよい。

「薬物乱用防止教 室」を実施した成果や 課題について担当者で 話し合い、今後の薬物 乱用防止教育や次年度 の「薬物乱用防止教室」 の参考とする。

また、この結果を全 教職員に周知する。

学 校 内

講師との最終確認を 行い、「薬物乱用防止 教室」を実施する。

常に講師の補助が行 える体制を整え、講師 の指示に適宜対応す る。

講師に「薬物乱用防 止教室」を実施につい ての感想などをたずね るとともに児童生徒の 授業の感想などをまと め、運営上の課題や児 童生徒の事後指導など について話し合う。

講師及び講師の所属 先に礼状を出し、今後 の協力を依頼する。

また、必要に応じて 「薬物乱用防止教室」 のまとめや児童生徒の 感想文なども送付す る。

関 係 者 との 調

### 講師との確認事項

- 児童生徒及び家庭や地域の実態。 1
- 学校における薬物乱用防止教育、健康教育や生徒指導の取組みの現状。 2
- 講師を依頼した理由、期待する内容、教育活動の中での位置付け。 3
- 学校側の責任者、連絡担当者、連絡方法。 4

# 3 薬物乱用防止教室開催の留意点

### ① 講師の専門性が十分に生かされるよう工夫する。

警察職員、麻薬取締官・員OB、医師、薬剤師、薬務行政の担当者など、それぞれの専門性が十分生かせるような指導形態の工夫を行い、教員と十分な連携のもと「薬物乱用防止教室」を実施する。

### ② 学校における薬物乱用防止教育の一環として行う。

保健、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等に学級担任、教科担任や保健主事などが中心となって薬物乱用防止教育の一環として企画するものであり養護教諭など、より専門的立場から豊富な知識や経験に基づいた指導を仰ぐ。

### ③ 薬物乱用を始めさせないことを主なねらいとする。

児童生徒に薬物乱用を始めさせないことを主たるねらいと し、すでに薬物の乱用経験のある子供に対しては、別途指導 を行うことを原則とする。

### (1)対象とする児童生徒

「薬物乱用防止教室」は、小・中・高等学校のすべての児童生徒を対象とする 薬物乱用防止教育の一環として実施されるもので、その学校やその地域に現在薬 物にかかわる問題があるかどうかで、実施するか否かを決めるものではない。

なお、小学校低学年は発育・発達段階から見て専門性を有する講師よりも学級 担任による指導の方が効果的と考えられるので、「薬物乱用防止教室」は、原則 として小学校高学年以上からと考えてよい。

### (2) 講師

警察職員、麻薬取締官・員OB、学校医等医師、学校薬剤師等薬剤師、薬務行政の担当者、大学などの研究者、薬物乱用防止教育に関する研修を受けた薬物乱用防止について指導的立場にある教員などが講師の対象である。ただし、それぞれの専門性は備えていても薬物乱用防止問題に関して必ずしも専門家ではない場合もあるので、事前に薬物乱用防止問題に関する専門性について十分調べ、話し合った上で講師を決定すること。

### 【薬物依存症の社会復帰施設職員を講師にする場合】

薬物依存症の社会復帰施設職員には自分自身が薬物乱用の経験者(更生者、回復途上の者)である職員が含まれる。薬物乱用経験者の体験談は貴重であり、特に薬物乱用のハイリスクグループを含む高校生などには強い印象を与えるが、場合によっては児童生徒が薬物乱用経験者の生き方や薬物の持つ興奮作用に興味をもったり、また乱用をやめることができずにいる多数の薬物依存者が存在することに気付かず、薬物乱用問題の深刻な側面を軽視したりする危険性がある。

また、学校の対応によっては講師として招いた薬物乱用経験者の人権を傷つけるケースも考えられる。

したがって、本当に薬物乱用者の体験談がその学校の薬物乱用防止教育にとって必要で意義のあることなのかどうかを十分に検討することが大切である。薬物依存症の社会復帰施設職員は児童生徒の教育の専門家ではないので、小学生や中学生の発達段階を踏まえると講師の話す内容を十分理解できない可能性が高いことを考慮すべきである。

また、講師と事前に学校や生徒の現状などについて打ち合わせを行うとともに、 事後指導をしっかりすることが重要である。

### (3) 開催数

保健、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等において実施し、相互に学習内容の関連性をもてるようにするとともに、どの学年においても年1回は受講できることが望ましい。既に全体的な年間の学校保健計画に基づいて、学年ごとに喫煙、飲酒、薬物乱用などテーマを定めて実施している場合は、それぞれのテーマの中で発育・発達段階に応じて喫煙、飲酒、薬物に共通する依存や耐性の問題に十分触れるようにする。

講師を招くことから、通常、学校単位、学年単位で実施することが多いと思われるが、可能なら学級単位、あるいは2学級合同などの少人数で複数回実施するとより効果的である。

### (4)開催時期

保健、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等での薬物乱用にかかわる指導 との関連性、継続性を考慮し、最も適切な時期を決める。空調設備のない体育館 などに大勢の児童生徒を集めて実施する場合には、夏や冬の条件の悪い季節を避 けるなど十分な配慮が必要である。

### (5) 開催場所

校内の教室、会議室、体育館などを使って行うことが一般的であるが、場合によっては地域の公共施設を活用することも考えられる。また、警察署や大学、病院や行政機関等に出向いて、その施設内で受講することも検討するとよい。

また、児童生徒にできるだけ無理な姿勢を取らせることなく、資料を見たりメ モを取ったりすることが可能な場所を確保することが大切である。

# 4 講師を依頼された人のために

- (1)薬物乱用防止教育に必要な内容
  - ①薬物乱用は限られた人や特別な場合の問題ではなく、誰の身近にも起こりうる問題であることが明快に述べられること。
    - ・児童生徒は、さまざまな手口で薬物乱用が広められようとしている社会で 生きていかなくてはならない。
  - ②「乱用される薬物は、使用する事はもちろん、所持することも禁止されている。」という曖昧さのないメッセージが必ず含まれること。
    - ・乱用される薬物は法律によって使用のみならず所持も禁止されており、良いか悪いか個人で判断する問題ではない。
  - ③教師が伝えたい内容で一方的に構成するのではなく、対象となる 児童生徒の興味・関心や理解力など、発育・発達段階を十分考慮 した内容や指導方法であること。
    - 分かりやすい例や楽しい雰囲気が学習効果を上げる。
    - ・青少年期の児童生徒特有の反抗心や好奇心、自己顕示欲などに基づく行動 の特性を十分理解することが必要である。
  - ④害や怖さのみを強調するのではなく、「薬物等の誘惑に負けない 気持ちをもつことが充実した人生につながる。」という積極的な メッセージが含まれること。
    - ・児童生徒への信頼や期待を基本に、よりよく生きてほしいという願いを表現することが、児童生徒の共感を呼ぶ。
  - ⑤児童生徒がおかれている地域や家庭環境を非難したり、酒やたば こを販売する職業を悪と決めつけたりすることはしないなど、児 童生徒や家庭を傷つける可能性のある内容は避けること。
    - ・問題を児童生徒に押しつけるのではなく、一緒に考えるといった姿勢が大切で ある。

- (2)薬物乱用防止教育において配慮が必要な情報
  - ①薬物乱用に関する行動について「いいわけ」の口実を教えるような情報。
    - ・薬物乱用の「いいわけ」の口実を教えるような情報は不適切である。
  - ②乱用される薬物の入手方法や使用方法を教えるような情報。
    - ・乱用される薬物の入手方法、使用方法に触れる必要はない。
  - ③薬物乱用者や薬物依存の患者の治療、更生、社会復帰のための情報。
    - ・薬物乱用を経験したスポーツ選手やタレントが、更生を自ら語る内容のビデオ 教材(第二次、第三次予防のための教材)は、児童生徒に簡単に薬物依存から 抜け出すことができるというようなイメージを与えることがあるので、第一次 予防を主とする学校の薬物乱用防止教育では注意が必要である。
  - ④「合法ドラッグ」、あるいは「薬物乱用とは何回も繰り返し薬物を使用することである。」などの誤解を与える可能性のある情報。
    - ・法律で厳しく規制されている依存性薬物には、"ソフト"なものはない。危険性、有害性が高く、1回の使用でも乱用である。
  - ⑤「薬物を使用するか否かは本人(子ども)自身が決めることである。」 などという表現が使われている情報。
    - ・児童生徒だけでなく、大人にとっても、薬物乱用は自分で責任を持てば許されるという行為ではない。児童生徒が、依存性薬物を乱用するか否かを決めることはできないことを明確に伝えることが必要。

# 5 薬物乱用防止教室開催の内容、対象、指導講師の例

内 容	対 象	指導者				
薬に関わる基礎知識						
●身の回りのくすり						
●くすりのはたらき		医師、薬剤師、看護師、保健師、 研究者など				
●くすりの正しい飲み方	小学校中学年以上					
●心と体とくすり						
薬物乱用・依存の成り立ち	薬物乱用・依存の成り立ち					
●薬物と体		医師、薬剤師、看護師、保健師、				
●薬物と乱用	小学校高学年以上	研究者、青少年補導員、警察職員、				
●薬物乱用の現状		麻薬取締官・員OB、薬務行政の 担当者など				
│ │喫煙、飲酒、薬物乱用の心身への影	 響					
●喫煙と健康(受動喫煙を含む)						
●飲酒と健康						
●有機溶剤 (シンナー) の害	小学校高学年以上	   医師、薬剤師、看護師、保健師、				
●覚せい剤の害		研究者、青少年補導員、警察職員、				
●見せい別の音		麻薬取締官・員OB、薬務行政				
●大麻の害	中学校以上	の担当者など				
●薬物乱用者と依存の悪循環						
●麻薬やその他薬物の害	高等学校以上					
薬物乱用と社会的問題						
●青少年期と薬物乱用		医師、薬剤師、研究者、青少年補				
●薬物乱用者の人生	中学校以上	導員、警察職員、麻薬取締官・員   OB、薬務行政の担当者、社会復				
●薬物関連の事件・事故		帰施設職員など				
薬物乱用防止の対策						
●法律による規制と取り締まり		警察職員、麻薬取締官・員OB、 家庭裁判所職員、保護監察官・保 護司、研究者など				
●薬物乱用者・依存者の治療	中学校以上					
●薬物乱用を許さない社会づくり						
意思決定能力の育成						
●誘いを断る						
●仲間のために出来ること	全校種・全学年	研究者(教育学関係)など				
●薬に頼らない生き方		青少年補導員など				
●誘惑を見破る						

# 薬物乱用防止教室 講師依頼先一覧

	機 関 名	所 在 地	連絡先電話番号
1	四 国 厚 生 支 局 麻 薬 取 締 部	〒760-0019 高松市サンポート3番33号	(087) 811-8910
2	香川県健康福祉部 薬 務 課	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号	(087) 832-3300
3	東讃保健所衛生課	〒769-2401 さぬき市津田町津田930番地2	(0879) 29-8270
4	小豆保健所衛生課	〒761-4121 小豆郡土庄町渕崎甲2079-5	(0879) 62-1374
5	中讃保健所衛生課	〒763-0082 丸亀市土器町東八丁目526	(0877) 24-9964
6	西讃保健所衛生課	〒768-0067 観音寺市坂本町七丁目3番18号	(0875) 25-4383
7	東かがわ警察署生活安全・刑事課	〒769-2601 東かがわ市三本松1723番地2	(0879) 25-0110
8	さぬき警察署生活安全課	〒769-2101 さぬき市志度1028番地1	(087) 894-0110
9	高 松 東 警 察 署 生 活 安 全 課	〒761-0702 木田郡三木町大字平木56番地4	(087) 898-0110
10	小 豆 警 察 署 生活安全・刑事課	〒761-4421 小豆郡小豆島町苗羽甲1351番地1	(0879) 82-0110
11	高 松 北 警 察 署 生 活 安 全 課	〒760-8511 高松市西内町2番30号	(087) 811-0110
12	高 松 南 警 察 署 生 活 安 全 課	〒761-8511 高松市多肥上町1251番地8	(087) 868-0110
13	坂 出 警 察 署 生 活 安 全 課	〒762-0011 坂出市江尻町1204番地1	(0877) 46-0110
14	高 松 西 警 察 署 生 活 安 全 課	〒761-2305 綾歌郡綾川町滝宮1332番地1	(087) 876-0110
15	丸 亀 警 察 署 生 活 安 全 課	〒763-0055 丸亀市新田町1番地7	(0877) 22-0110
16	琴 平 警 察 署 生 活 安 全 課	〒766-0003 仲多度郡琴平町五條620番地1	(0877) 75-0110
17	三 豊 警 察 署 生 活 安 全 課	〒767-0011 三豊市高瀬町下勝間2335番地1	(0875) 72-0110
18	<ul><li>観音寺警察署</li><li>生活安全課</li></ul>	〒768-0066 観音寺市昭和町2丁目1番55号	(0875) 25-0110